

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

議案名

議案第 12 号 桐生市都市公園条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設率の規定について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

都市公園法施行令で定める基準を参酌し、超えてはならない運動施設率(※)を本条例で 100 分の 50 と定めるものです。

※運動施設率・・・都市公園の敷地面積に対する、当該都市公園の運動施設の敷地面積の総計の割合

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

平成 29 年 6 月、都市公園法施行令が一部改正され、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、運動施設率は政令による全国一律の基準を改め、政令で定める基準を参酌し条例で定めることになりました。